

## 日本環境会議 (JEC) 「諫早湾干拓問題検証委員会」の構成メンバー等

- ・ 全体顧問：保母武彦（島根大学名誉教授・日本環境会議 (JEC) 顧問）
- ・ 全体総括責任：寺西俊一（一橋大学名誉教授・日本環境会議 (JEC) 理事長）
- ・ 全体事務局：山下英俊（一橋大学大学院経済学研究科准教授・日本環境会議 (JEC) 事務局長）
- ・ 全体事務局補佐：古賀勇人（一橋大学大学院経済学研究科博士後期課程）

### <ワーキング・チーム①> (WT①：干拓事業全体としての検証作業)

- ・ WT①チーム責任：碓山 洋（金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授）
- ・ WT①チーム事務局：宮入興一（長崎大学名誉教授・愛知大学名誉教授）
- ・ WT①チームメンバー：菅波 完（有明海漁民・市民ネットワーク事務局長）
- ・ WT①チームメンバー：関 耕平（島根大学法文学部教授）
- ・ WT①チームメンバー：森 明香（高知大学地域協働学部助教）

### <ワーキング・チーム②> (WT②：漁業・水産資源・海域生態系への影響等の検証作業)

- ・ WT②チーム責任：大森正之（明治大学政治経済学部教授）
- ・ WT②チーム事務局：西林勝吾（大正大学地域創生学部講師）
- ・ WT②チームメンバー：中山真理子（「NPO 法人 21 世紀の水産を考える会」理事・元水産庁職員）

### <ワーキング・チーム③> (WT③：農業や沿岸地域経済社会への影響等の検証作業)

- ・ WT③チーム責任：藤谷 岳（久留米大学経済学部准教授）
- ・ WT③チーム事務局：石倉 研（龍谷大学政策学部講師）
- ・ WT③チームメンバー：羽島有紀（駒澤大学経済学部講師）
- ・ WT③チームメンバー：渡邊 綾（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）
- ・ WT③チームメンバー：川尻剛士（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）

### <ワーキング・チーム④> (WT④：国際的ならびに国内的な法的諸課題の検証作業)

- ・ WT④チーム責任：磯野弥生（東京経済大学名誉教授）
- ・ WT④チーム事務局：長島光一（帝京大学法学部講師）
- ・ WT④チームメンバー：磯崎博司（岩手大学名誉教授）
- ・ WT④チームメンバー：大久保規子（大阪大学大学院法学研究科教授）

### <外部協力メンバー>：

- ・ 佐藤正典（鹿児島大学名誉教授）
- ・ 高橋 徹（有明海再生ネット代表・熊本県立大学非常勤講師）
- ・ 堤 裕昭（熊本県立大学共通教育センター教授）

### <外部連携メンバー>：

- ・ 田中 克（京都大学名誉教授）
- ・ 樫沢秀木（佐賀大学経済学部教授）
- ・ 加藤雅俊（立命館大学産業社会学部准教授）
- ・ 開田奈穂美（福岡大学人文学部講師），ほか

## 日本環境会議（JEC）「諫早湾干拓問題検証委員会」の主な活動記録

### <2019年>

- \* 2019年09月13日：最高裁（2018年7月福岡高裁上告審），福岡高裁に差戻しの判決。
- \* 2019年11月17日：有明訴訟に関する弁護士・公害弁連・JEC(寺西)の合同会合。

### <2020年>

- \* 2020年01月31日：JEC事務局会議で「諫早湾干拓問題検証委員会」（仮称）設置提案。
- \* 2020年02月21日：福岡高裁差戻し審第1回弁論期日&報告集会（寺西出席）。
- \* 2020年03月15～16日：「諫早湾干拓問題検証委員会」予定メンバー現地調査。
- \* 2020年03月17日：長崎新聞，西日本新聞，朝日新聞：JEC現地調査報道記事の掲載。
- \* 2020年04月12日：長崎新聞の取材記事（「公共事業，地域づくり，研究者が検証/事態打開へ転換なるか」）の掲載。
- \* 2020年04月25日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第1回全体会議。
- \* 2020年05月30日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第2回全体会議。
- \* 2020年06月27日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第3回全体会議。
- \* 2020年07月25日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第4回全体会議。
- \* 2020年07月25日：『環境と公害』50巻1号（特集：諫早湾干拓問題）の刊行。
- \* 2020年08月22日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第5回全体会議。
- \* 2020年09月18日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第6回全体会議。
- \* 2020年10月24日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第7回全体会議。
- \* 2020年11月21日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第8回全体会議。
- \* 2020年12月26日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第9回全体会議。

### <2021年>

- \* 2021年02月20日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第10回全体会議。
- \* 2021年03月13日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第11回全体会議。
- \* 2021年03月13日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第12回全体会議。
- \* 2021年04月24日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第13回&第14回全体会議）。
- \* 2021年05月08日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第15回&第16回全体会議。
- \* 2021年05月11日：<日本環境会議（JEC）理事会声明>「福岡高裁による和解協議の開始提案を全面的に支持し，今後における速やかな進展を強く期待する」を公表（関係機関宛て郵送）。
- \* 2021年05月29日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第17回全体会議。
- \* 2021年06月26日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第18回全体会議。
- \* 2021年07月24日：「諫早湾干拓問題検証委員会」第19回全体会議。
- \* 2021年07月25日：『環境と公害』51巻1号（特集：続・諫早湾干拓問題）の刊行。

（以上のほか，4つのワーキング・チーム（WT）毎の精力的な調査研究活動が行われた。）

## 日本環境会議（JEC）理事会声明

# 福岡高裁による和解協議の開始提案を全面的に支持し、 今後における速やかな進展を強く期待する

2021年5月11日

日本環境会議（JEC）理事会  
(JEC 事務局連絡先：[jec-s@einap.org](mailto:jec-s@einap.org))  
(JEC HP: <http://www.einap.org/jec/>)

去る4月28日、国営諫早湾干拓事業をめぐり国が漁業者側に潮受堤防排水門の開門を強制しないよう求めた請求異議訴訟差戻控訴審の第6回口頭弁論終了後、福岡高裁が国と漁業者側に対して和解協議を開始することを求めた書面（「和解協議に関する考え方」）を提示した。この間、当該訴訟に重大な関心を寄せてきた日本環境会議（JEC）は、この福岡高裁による和解協議の開始提案を全面的に支持し、今後における速やかな進展を強く期待するものである。とくに日本環境会議（JEC）としては、上記の書面において、以下のように述べられていることを高く評価したい。

- (1) 「当裁判所は、...（中略）...、狭く本件訴訟のみの解決に限らない、これを含む広い意味での紛争全体の、統一的・総合的・抜本的解決及び将来に向けての確固とした方策の必要性と可能性を意識するとともに、本件訴訟を担当する裁判体として、これに何らかの方向性を作り出す機会を設定できないか、検討を続けてきたところである。」
- (2) 「その間を含め、当事者双方におかれても、諫早湾を含む有明海及びそれを取り巻く地域の更なる再生・発展に向けて、長期間にわたり様々な取組を継続していることは改めていうまでもなく、当事者双方の目指すところは、その範囲では完全に一致しているといえる。」
- (3) 「このような中、当裁判所は、現時点では、上記のような広い意味での紛争及びその一部としての本件請求を統一的、総合的かつ抜本的に解決するためには、話し合いによる解決の外に方法はないと確信している。」「この際、改めて紛争の統一的・総合的・抜本的解決に向け、互いの接点を見いだせるよう、当事者双方に限らず、必要に応じて利害関係のある者の声にも配慮しつつ（...中略...）、その上で当事者双方が腹藏なく協議・調整・譲歩することが必要であると考え。そのためには、本件訴訟に直接関わる当事者双方の努力と協力とが重要である（後略）。」

- (4) 「とりわけ、本件確定判決等の敗訴当事者という側面からではなく、国民の利害調整を総合的・発展的観点から行う広い権能と職責とを有する控訴人の、これまで以上の尽力が不可欠であり、まさにその過程自体が今後の施策の効果的な実現に寄与するものと理解している。当裁判所としては、その意味でも、本和解協議における控訴人の主体的かつ積極的な関与を強く期待するものである。」
- (5) さらに、次のように締めくくられている。「有明海は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫としてその恵沢を国民が等しく享受し後代の国民に継承すべきものとされ、国民的資産というべきものである。」「国民的資産である有明海の周辺に居住し、あるいは同地域と関連を有する全ての人々のために、地域の対立や分断を解消して将来にわたるより良き方向性を得るべく、本和解協議の過程と内容がその一助となることを希望する。」

やや詳しく抜粋したが、上記 (1) ～ (5) に示されているとおり、今回の福岡高裁による和解協議の開始提案は非常に的確な認識と判断に基づくものとなっている。

日本環境会議 (JEC) は、1979 年 6 月の発足以来、すでに 40 年余にわたり国内外における各種の公害・環境問題の解決に寄与することを目的として活動してきた自然科学・社会科学・人文科学にまたがる各分野の研究者や専門家を中心としたユニークな学際的ネットワーク組織である。この事務局のもとに、昨年 (2020 年) 4 月、「諫早湾干拓問題検証委員会」(以下、<検証委>) を設置し、ほぼ毎月 1 回のペースで全体会議を積み重ねてきた。

また、4 つの WT (ワーキング・チーム) を立ち上げ、多角的観点からの検証課題に焦点を当てた調査研究を推し進めてきた。そして、これまで約 1 年余の検証作業を通じて、かつての諫早湾の干潟生態系が有明海の漁業および地域社会に豊かな恵みをもたらしていたこと、諫早湾干拓事業の実施以降、この“宝の海”が瀕死の状況に陥り、この解決はもはや一刻の猶予も許されない状況にあることを確認している。さらには、諫早湾干拓事業における「優良農地の造成」や「防災機能の強化」といった二大目的が達成されているかを冷静に検証するとともに、地域の防災への影響を抑えたかたちでの開門調査は十分に可能であり、漁業者、農業者、周辺地域の住民が真摯に話し合うなかで、双方が納得し、豊かな地域社会をめざしていくような和解が十分に可能であると考えている。

私たちは、以上を踏まえ、来る 7 月ないし 8 月をメドに上記の<検証委>による報告書を公表する。さらに今秋以降、国および関係諸機関や関係諸団体、地元住民の皆さんに対する具体的な「提言」や「要請」、全国的なシンポジウムの開催等の諸活動を展開していく予定である。今後、日本環境会議 (JEC) は、諫早湾干拓問題の「統一的・総合的・抜本的解決」に寄与すべく、微力ながらも尽力していくことをここに表明する。

諫早湾干拓問題に関する略年表 —— 諫早湾干拓の事業と紛争の経緯を中心に

1952年	10月：西岡竹次郎長崎県知事が長崎大干拓構想発表。 締切面積 1.1 万 ha，米作地 6718ha.
1970年	04月：減反政策開始により長崎干拓事業中止。 長崎南部地域総合開発計画（南総）として再出発。 締切面積（当初計画）約 1 万 ha. 目的は水資源確保や畑作地造成など.
1982年	12月：金子岩三農水大臣，南総を打ち切り，防災対策を主目的にした事業として再検討し，干拓を推進することを表明.
1983年	11月：農水省締切面積を 3,900ha と決定（干陸地 2100ha，調整池 1,800ha）.
1985年	10月：締切面積 3550ha に決定。 11月：九州農政局，（財）九州環境管理協会に長崎県アセス要綱に基づく環境影響評価の検討を委託.
1986年	03月：九州農政局，「諫早湾干拓事業計画に伴う漁業影響調査報告書」策定。 09月：九州農政局，「諫早湾干拓事業に係る環境影響評価書（案）」の縦覧開始。 12月02日：国営土地改良事業計画決定。事業着手.
1988年	03月10日：高田長崎知事，公有水面埋立承認.
1989年	11月08日：「諫早湾干拓事業」起工式。試験堤工事着工.
1990年	潮受堤防工事着工。開口部約 5.7km。 小江干拓地堤防工事着工.
1991年	08月：南部排水門に加え，新たに北部排水門を建設する旨の計画変更。 九州農政局が「諫早湾干拓事業計画（一部変更）に係る環境影響評価書」を作成。 秋に，諫早湾内でタイラギ大量死.
1992年	10月：公有水面埋立変更承認。 潮受堤防工事の本格化。諫早湾内タイラギ大量死。 翌年から諫早湾内タイラギ漁は休漁.
1995年	工事進捗により，堤防開口部は約 2.9km に.
1997年	04月14日：堤防開口部約 1.2km について，瞬時締切（「ギロチン」と呼ばれる）.
1999年	09月30日：営農モデル案策定。 12月14日：第1回変更計画決定（工期延長）。総事業費 2490 億円。 費用対効果は 1.03 から 1.01 に変更.
2000年	06月14日：営農基本構想報告書作成。 07月：中央干拓地において営農試験開始。 12月：諫早湾で赤潮が発生し，有明海全域に拡大し，01年3月まで継続。 この間，有明海ノリ養殖は空前の大凶作.

2001年	<p>01月01日：有明海漁民による海上デモ。漁民1,000人。漁船200隻。</p> <p>01月13日：同上。漁民1,200人。漁船300隻。</p> <p>01月18日：農水省，ノリ不作の原因究明と漁業者への支援策を検討するため「有明海ノリ不作等検討委員会」設置を表明。</p> <p>01月28日：福岡，佐賀，熊本の3県漁連と長崎県の9漁協が合同の海上デモ。漁民6,000人。漁船1,300隻。陸側から市民団体も応援。</p> <p>02月24日：福岡県有明海漁連の有志漁民500人が工事を実力阻止。</p> <p>03月03日：ノリ第三者委員会第1回会合。</p> <p>03月06日：谷津農水大臣，工事の一時中止を表明。</p> <p>06月09日：九州農政局が設置した「国営事業再評価（時のアセス）第三者委員会」の審議が始まる。</p> <p>08月24日：「国営事業再評価（時のアセス）第三者委員会」最終回，答申「土地改良法改正の趣旨を踏まえ，環境への真摯かつ一層の配慮を条件に事業を見直されたい。社会経済の変動が激しい今日，諸般の事情を含めて事業遂行に時間がかかりすぎるのは好ましくない。叡知を尽くして取り組むことが肝要である。」</p> <p>12月19日：ノリ第三者委員会が，「諫干事業は有明海全体の環境に影響を与えていると想定される」として2ヵ月程度（短期）・半年程度（中期）・数年（長期）の開門調査を提言。</p>
2002年	<p>01月08日：干拓工事再開。漁民による抗議行動が繰り返される。</p> <p>03月27日：農水省，事業計画変更案を長崎県に提示。費用対効果は0.83であることを示す（投資額2,554億円，効果2,130億円）。</p> <p>04月24日：短期開門調査の海水導入開始。5月20日海水導入終了。</p> <p>06月04日：第2回変更計画決定（干陸地の規模縮小，反射的に調整池規模拡大）。</p> <p>07月：公有水面埋立変更承認。</p> <p>08月13日：中央干拓地前面堤防工事着工。</p> <p>11月22日：「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」（有明特措法）成立。</p> <p>11月26日：「よみがえれ！有明訴訟」の本訴と仮処分申立（諫早湾外の有明海漁民）。</p>
2003年	<p>04月16日：公害等調整委員会に原因裁定の申請。</p>
2004年	<p>05月11日：亀井農水大臣，中長期開門調査の見送りを表明し，これに代わる「新たな取り組み」として，調査，現地での対策実証，調整池からの排水の抜本的改善を3年目処に実施すると発表。</p> <p>本格的な再生事業の始まり。</p> <p>08月26日：佐賀地裁が工事中止の仮処分命令。</p>

2005年	<p>05月16日：福岡高裁が工事中止仮処分命令を取り消す。</p> <p>08月30日：公害等調整委員会が原因裁定申請を棄却。</p> <p>09月：長崎県議会における知事答弁で営農基本方針発表（全面リース方式）。</p> <p>10月：長崎県農林部長が長崎県農業振興公社へ、干拓地の一括配分を受け、リース事業を実施するよう申入れ。</p>
2006年	<p>01月30日：公社理事会で、一括配分とリース事業受け入れを決定。</p> <p>08月23日：長崎県を相手に、諫早湾干拓リース事業への公金支出差止訴訟提訴。</p>
2007年	<p>03月30日：九州農政局と長崎県、「干拓地公募基準」を公表。</p> <p>08月03日～09月03日：営農者公募。</p> <p>11月20日：諫早湾干拓工事完了の完工式。総事業費2,533億円。</p> <p>12月25日：公社理事会、営農者決定（45経営体）。</p>
2008年	<p>01月28日：長崎地裁、公金支出請求棄却。</p> <p>02月26日：県と公社がリース契約締結の記者会見（期間5年）。</p> <p>03月25日：環境保全型農業の協定書。</p> <p>03月末：事業終了。</p> <p>04月01日：営農開始（42経営体）。</p> <p>06月27日：佐賀地裁、開門判決。</p> <p>判決主文は、「本判决確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合をのぞき、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受堤防の北部および南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよ」。</p> <p>07月10日：国控訴、同時に開門にともなう環境影響調査の開門アセス実施を表明。</p>
2010年	<p>12月06日：福岡高裁、開門判決。</p> <p>判決主文の開門命令は佐賀地裁と同じ。本件潮受堤防によって諫早湾近傍場漁民の漁業被害が発生した蓋然性が高いというべきであり、経験則上、本件潮受堤防の締切りと漁業被害との間の因果関係を肯定するのが相当であると認定。</p> <p>12月20日：国が上告せず、開門判決確定。</p>
2011年	<p>開門反対派が開門差止仮処分と本訴を提起。</p> <p>06月：長崎地裁、諫早湾内漁民の開門請求棄却判決（湾内1陣）。</p>
2013年	<p>11月12日：開門差止仮処分決定。</p> <p>12月20日：開門確定の判決から3年の待機期間（開門準備期間）が経過。国、確定判決の開門命令に従わず。</p>
2014年	<p>01月：国が開門確定判決に対する請求異議訴訟を佐賀地裁に提起。</p> <p>12月：佐賀地裁、国の請求異議を棄却。</p>

2015年	01月：最高裁，漁業者側の国に開門義務履行まで違約金を支払えとする間接強制，および，開門阻止派の国に仮処分決定の開門禁止義務に違反した場合は違約金を支払えとする間接強制の両方を認めて確定。 12月：最高裁，間接強制金（違約金）増額を認める。
2016年	01月18日：長崎地裁で和解協議開始。
2017年	03月27日：和解協議決裂（開門阻止派，非開門を一切譲らず）。 04月：長崎地裁，開門阻止訴訟本訴で請求を認容。被告の国は控訴せず。漁業者の独立当事者参加を福岡高裁が否定。2019年6月に最高裁もこれに追隨して，開門阻止判決が確定。開門阻止仮処分決定から始まった国が開門義務と開門禁止義務の相矛盾する義務を負うという状態が確定。
2018年	01月：干拓地営農者2名が被害救済を求め，開門訴訟，損害賠償訴訟を提訴。 03月：長崎県農業振興公社が開門・損害賠償訴訟を提起した干拓地営農者2名に対し，干拓農地明渡訴訟を提起。 04月：干拓地営農の5年毎のリース期間の3期目が開始。営農開始時は42の入植経営体（個人・法人）であったが，2期目終了までの10年間で12の経営体が干拓地営農から撤退。 07月30日：福岡高裁，請求異議控訴審訴訟で国が逆転勝訴。 漁業権は10年で消滅し，新たに設定された漁業権で漁業を継続しているとしても，開門請求の基礎となった漁業権は，開門履行期到来前の2013年8月末で期限切れとなって消滅しているという理由。
2019年	06月26日：最高裁，諫早湾内漁民の開門1陣訴訟の上告却下。 09月13日：最高裁，請求異議上告審で福岡高裁に破棄再戻しの漁民側逆転勝訴判決。 09月20日：干拓地営農からの撤退者2名が損害賠償を求めて提訴。干拓営農からの撤退者（個人・法人）は，3期目開始時点の12経営体からさらに2経営体が増えて，累計15経営体となった。
2020年	02月21日：福岡高裁請求異議差戻審第1回弁論。漁民側は，国が開門義務と開門禁止義務の矛盾する義務を負っていることを踏まえ，改めて和解協議による解決を提案。
2021年	04月28日：福岡高裁請求異議差戻審において，裁判所が「和解協議に関する考え方」を発表。開門・非開門の前提を置かず，紛争全体の，統一的・総合的・抜本的解決を目指す和解協議を提案。地元や全国から支持の声が広がる。
係属中の訴訟	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡高裁においては，請求異議差戻審，および，開門確定判決後に長崎地裁で言い渡された諫早湾内漁民の開門請求棄却判決の控訴審の各審理が係属中（湾内2，3陣）。</li> <li>長崎地裁においては，諫早湾内漁民の開門訴訟（湾内4陣），干拓地営農者の開門・損害賠償（営農中の2名），干拓営農地からの撤退者2名の損害賠償請求訴訟，および，賃貸人の長崎県農業振興公社が干拓地営農者2名を相手に提起した営農地明渡訴訟が係属中。</li> </ul>

注：堀良一「諫早湾干拓事業と紛争の経緯」『建築ジャーナル』No.1315（2021年4月）をもとに，一部補足したものである。



---

日本環境会議（JEC）「諫早湾干拓問題検証委員会」報告書

## “宝の海”を再び！——日本一の干潟を取り戻そう——

2021年8月

〒186-8601 東京都国立市中2-1

一橋大学大学院経済学研究科 山下英俊研究室 気付

日本環境会議（JEC）事務局

JEC事務局 e-mail ([jec-s@einap.org](mailto:jec-s@einap.org))

JEC HP (<http://www.einap.org/jec/>)

---